制度・運用

ＩＣカードが壊れたり紛失した場合やＰＩＮ番号の入れ間違いなどで失効させてしまった場合、認証局にて再交付の手続きをしなければならないと思いますが、三重県へも連絡をした方がいいのですか？

ＩＣカードを破損・紛失・閉塞・失効した場合は、速やかに認証局へ失効・再取得等の
手続きを行ってください。
ＩＣカードの失効の場合は、三重県への失効手続きは特に必要ありません。
新しいＩＣカードを取得した場合は、カードが届き次第、利用者登録をお願いします。

一意的なソリューション ID: #121
製作者: n/a
最終更新: 2026-09-18 09:28

© 2026 三重県電子調達システム <0> | 2026-11-23 07:40